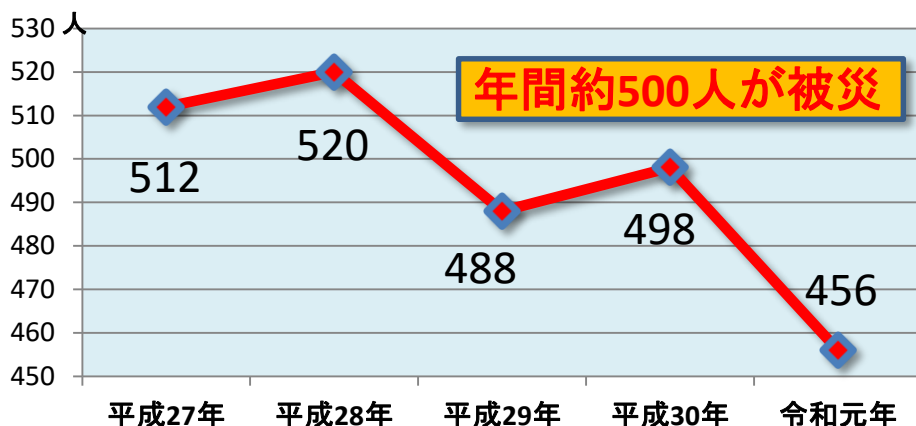


ハイヤー・タクシー業の労働災害を防止しましょう

～交通労働災害・転倒防止を重点に取組を～

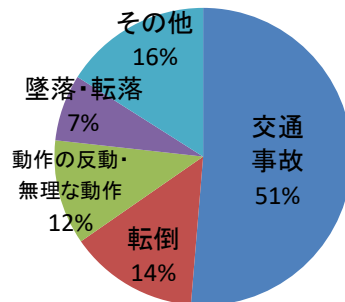
1 ハイヤー・タクシー業における労働災害発生状況（東京労働局管内）

◇休業4日以上死傷者数の推移

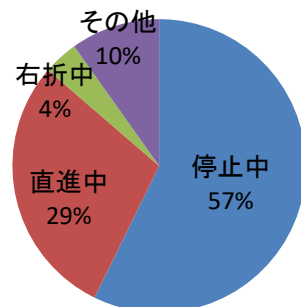


<資料>労働者死傷病報告（東京労働局管内）

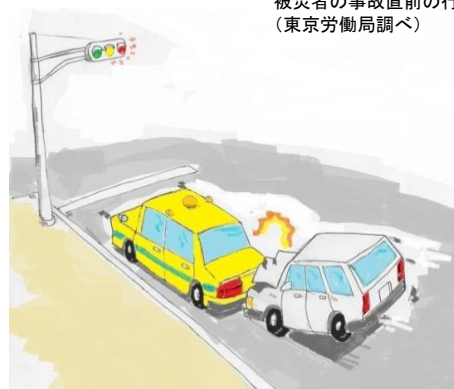
◇交通事故が全災害の約半数



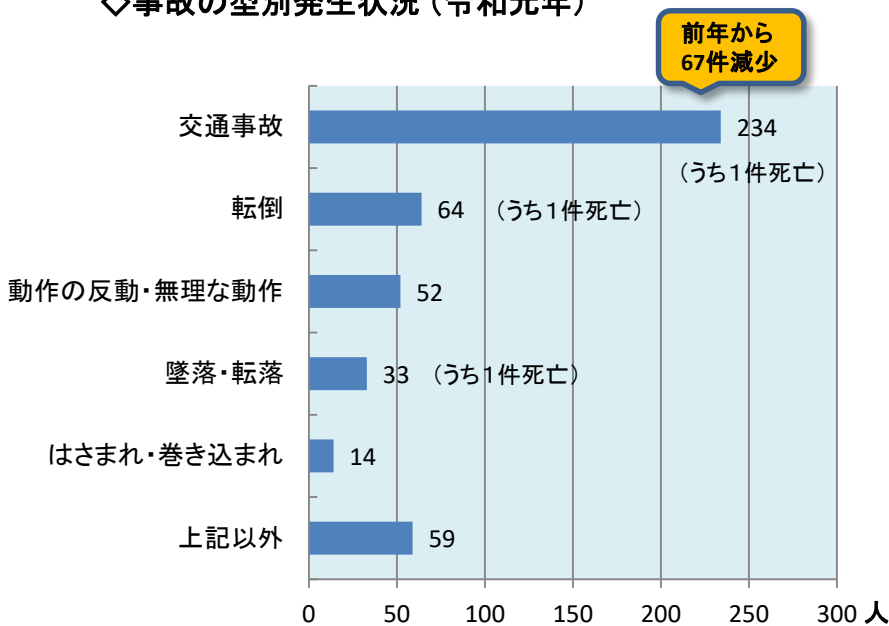
◇交通事故の約半数は停止中の追突され



被災者の事故直前の行動
（東京労働局調べ）



◇事故の型別発生状況（令和元年）



昨年度は「ハイヤー・タクシー業交通労働災害防止運動」にご協力いただきありがとうございました。引き続き交通労働災害防止にご理解、ご協力をお願いいたします。

第13次東京労働局労働災害防止計画 ～Safe Work TOKYO～ 推進中

このリーフレットの内容についてのお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課（☎ 03-3512-1615）までお願いします。

2 交通労働災害を防ぎましょう

ハイヤー・タクシー業における休業4日以上¹の労働災害の約半数は交通事故によるものです。「交通労働災害防止ガイドライン」に基づく対策を着実に実施しましょう。

交通事故の約半数は停止中の「追突され交通事故」²となっていますので、追突され交通事故の防止、被害軽減のための取組を行いましょ

また、ドライブレコーダーの記録やイラスト・写真を活用した交通危険予知訓練を実施しましょう。

災害事例

発生月	発生時間帯	発生状況
1月	午後6時頃	駅のタクシープール入口で順番待ちで停車していたところ、タクシーに追突され負傷。(休業8日)
5月	午後7時頃	交差点を青信号で直進中、右折してきた対向車と衝突し負傷。(休業3週間)
11月	午前0時頃	交差点で停車して料金を精算中、追突され負傷。(休業1週間)

ポイント

■交通労働災害防止ガイドラインのポイント

- ①交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ②適正な労働時間の管理、走行管理
- ③教育の実施
- ④交通労働災害防止に対する意識高揚
- ⑤健康管理

追突され交通事故を防ぐために！運転心得

- 一、右左折、停止・減速の合図は早めに出す
(ウインカーや予備制動など)
→後続車に予告する
- 一、急発進・急停止・急ハンドルはしない
→後続車に対処できるように
- 一、車線変更時は目視による後方確認を
→自ら安全確認を
- 一、後方にも十分な車間距離をとる
→時には、安全な場所で追越しさせる

減速時には予備制動を！



追突され交通事故の被害軽減のために！

- 一、ヘッドレストは乗員保護装置と理解する
→追突され時の頸部無傷率に大差
- 一、ヘッドレストの適正位置を認識する
→ヘッドレスト中心が両耳のいちばん上のあたりになるように
- 一、始業時に適正位置にセットする
→自分の体格に合わせて毎日セット
- 一、事業者は機会をとらえて実地点検を
→実地点検で定着を図りましょう

ヘッドレストは適正位置に！



(出典「イタルダ・インフォメーション」No.66)

交通労働災害防止ガイドライン(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130912-01-all.pdf>

3 転倒災害を防ぎましょう

転倒災害が多く発生しています。骨折して長期休業したり、頭部を打って死亡する事例もあります。事務所等では、転倒リスクがある箇所について、段差の解消や覆い等で必要な転倒防止措置を講じましょう。また、4S運動を励行し、常に床面等を安全な状態に保つことが大切です。冬季の積雪、路面凍結も要注意です。

営業中では、「一人KY」を実施し路面や縁石等の状態を認識して安全行動を取れるようにしましょう。

災害事例

発生月	発生時間帯	発生状況
2月	午前3時頃	営業所の駐車場を通行中、融雪が凍結した路面で滑って転倒し負傷。(休業8週間)
6月	午後4時頃	営業所の駐車場を通行中、段差に躓いて転倒し負傷。(休業3か月)
11月	午後5時頃	乗務中、公園内のトイレを使用するため植込みを跨いだ際に転倒し負傷。(休業3か月)

ポイント

■転倒防止措置を講じましょう

歩み板等で段差をなくしたり、滑り止めを施す等設備改善を行いましょ。

降雪時は速やかに除雪や融雪剤散布を行い、滑りにくい履物を使用しましょ。

■安全見える化

危険のポイントにステッカーや標示をし、従業員に対し注意喚起をしましょ。

■KY(危険予知)活動

危険箇所をあらかじめ認識し、安全行動について確認をしましょ。

特に営業中における車外での災害を防止するため「一人KY」を実践するのが効果的です。

夜間の車外では、必要に応じて、懐中電灯や携帯電話の照明機能を活用しましょ。

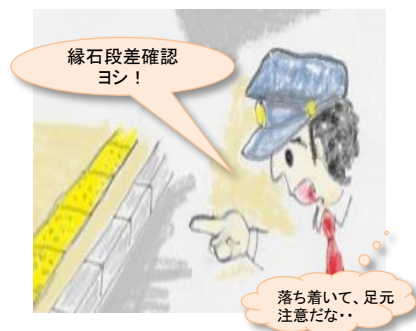
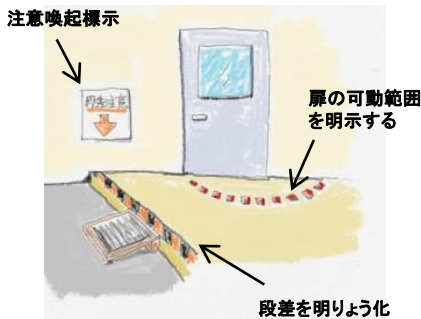
■4S運動

日常的に4S(整理・整頓・清掃・清潔)運動を励行し、通路等に不要な物が置かれるのを防ぎましょ。

数センチの段差でも転倒リスクあり！

安全見える化の例

一人KYを実施しましょ



職場のあんぜんサイト: STOP! 転倒災害プロジェクト (厚生労働省ホームページ)

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

4 高年齢労働者等の安全及び健康に配慮した取組をしましょ

ハイヤー・タクシー業の労働災害のうち、50歳以上の高年齢労働者が占める割合は73.5%であり、全業種における割合(49.5%)と比べて、高くなっています。職場環境や作業方法を改善するなど、高年齢労働者が働きやすい職場を形成することが大切です。また一方で、健康診断の受診結果を見ると、ハイヤー・タクシー業を含む道路旅客運送業における全労働者の有所見率は68.4%と全業種(54.0%)と比べて高くなっています。健康診断の確実な実施はもちろんのこと保健指導や医師からの就業上の意見聴取等、健診後の事後措置を適切に行い、健康管理を進めましょ。さらに、ストレスチェックの実施を適切に進めましょ。

ポイント

■ 職場環境等の改善

- ・安全作業マニュアルや注意喚起標示は、文字のフォントを大きくする方法で明瞭化を図りましょう。
- ・トランクへの荷物の出し入れ等、重量物の取扱時における腰部への負担を少なくする作業姿勢等を定めましょう。また、腰痛予防体操を実施しましょう。

■ 健康診断と事後措置の実施

- ・雇入れ時及びその後1年以内毎に1回(深夜業従事者は同じく6か月以内毎に1回)健康診断を実施しましょう。
- ・健康診断結果は、5年間保存しましょう。
- ・健康診断の結果、特に健康保持に努める必要がある者に対しては保健指導を行うよう努めましょう。
- ・有所見者については、医師などから就業上の意見を聴取し、意見結果により配置転換等の事後措置を講じましょう。



健康診断

エイジフレンドリーガイドライン(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>

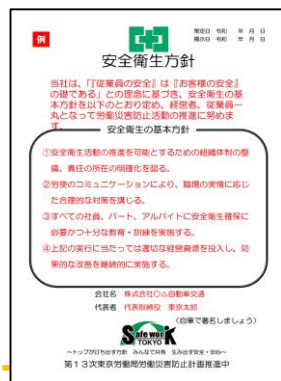
高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費について「エイジフレンドリー補助金」が新設されました。是非ご利用ください。

5 経営トップの安全衛生方針を表明しましょう

労働災害防止活動を進めていくためには、経営トップが安全衛生管理に対する明確な方針を示し、これに沿った安全衛生活動を推進することが重要です。

ポイント

- 安全衛生方針の表明は、総括安全衛生管理者の職務として法令で定められていますが、同管理者の選任が義務付けされていない事業場においても、積極的に掲げましょう。
- 安全衛生方針は、事業場内に掲示する等により従業員全員が目にすることができるようにしましょう。



安全衛生方針の例(東京労働局ホームページ)

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/enzen_eisei/oshirase/enzen/12jibou_00003.html

6 全員参加の安全衛生活動をしましょう

労働災害防止活動は、事業者や安全衛生担当者だけでは成り立ちません。安全衛生方針を受けて、働く一人一人が、労働災害防止に向けて何を行うのかを考えて「安全宣言」として掲示し、行動することが安全意識の啓発につながります。「全員参加」の労働災害防止活動を行いましょう。

ポイント

- ・従業員は「安全宣言」を行い、これを実践しましょう。

私の安全宣言(例)

宣言日 令和〇年〇月〇日

「私の安全宣言」

労働災害防止のため私はこうします！

- * 見通しの悪い交差点手前では、一時停止を徹底します。
- * 夕暮れ時は、早めにライトオンします。



安全交通(株)
氏名 東京 太郎



- * 「安全宣言」は、車内の見やすい位置(名札付近等)に掲示しましょう。また、ワッペンを作成し身につけるのも良いでしょう。

私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2019 受賞作品(東京労働局ホームページ)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000576670.pdf>